

研究種目：若手研究（B）
研究期間：2007-2008
課題番号：19730010
研究課題名（和文） 米国陪審制度の基礎的研究
—国内における陪審論の系譜と外国法研究の展望—
研究課題名（英文） A Study on the American Jury System:
Its Influence on the Judicial Reform in Japan
研究代表者
勝田 卓也（KATSUTA TAKUYA）
大阪市立大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：20298095

研究成果の概要：この研究は、アメリカにおける陪審制度についての基本的な知識を高めることと、アメリカ陪審へのわれわれの理解が、日本における司法制度改革にどのような形で影響を及ぼしたのかを明らかにしようとするものであった。とりわけ日本への影響については、司法制度改革審議会におけるアメリカ陪審制度についての言及をほぼ網羅的に検証し、アメリカ陪審制度の特徴を認めながらも、それを自覚的に排除したことを明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	150,000	1,150,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：陪審、司法制度改革、アメリカ法研究

1. 研究開始当初の背景

アメリカにおける陪審制度についての先行業績は少なからず公表されていたが、日本における司法制度改革のために示唆を得る目的と、アメリカ法自体の基礎的研究という目的との方法論的な違いが十分に自覚されていなかった。司法制度改革審議会は、アメリカの陪審制度も含めて、世界各国における司法への市民参加のあり方を踏まえた上で裁判員制度の導入を勧告した。基礎的な学問が実践的な場面でどのように理解され、用いられたのかを探るための格好の材料が存在している状況であった。

2. 研究の目的

この研究は、日本におけるアメリカ法研究者として、米国の陪審をよりバランス良く、かつ具体的に理解するための基礎的な知見を提供することを目的とするものであった。こうした基礎的な知見を前提として初めて、アメリカ人がなぜ陪審に高い信頼を寄せるのかを、日本人である私たちが「リアル」に理解することが可能となる。私たちが、国内問題の議論を進める上でどのような形で外国法を利用してきたのを再確認すると同時に、陪審という特殊アメリカ的な制度を、可能な限り基礎的な観点から再検討し、これまで私たちが見逃してきた部分を補うことは、

将来的に米国陪審を世界的に位置付ける地図を描くための準備作業の意味を持つ。また、外国法研究が基礎的に、あるいは実践的にどのような意義を持ちうるのかという、それ自体基礎的な問題への示唆を得る可能性がある。

3. 研究の方法

(1) 平成 19 年度

平成 19 年度には、アメリカの陪審制度の基礎的な側面を、アメリカ人自身がどのように理解しているのかを探ることとした。具体的には、合衆国憲法第 6 修正が保障する陪審審理を受ける権利をめぐる、近年合衆国最高裁がいくつかの重要な判決を下したが、これらの判決のテキストを詳細に検証した。現在のアメリカの最高裁が、過去のアメリカの歴史をどのように用いているのかを明らかにすることが可能となるからである。

同年度中にはさらに、アメリカの陪審制度についての日本の先行業績を可能な限り網羅的に検証するための準備作業を進めた。具体的には、日本における膨大な先行業績を収集し、読破した。特に司法制度改革との関係で、アメリカの陪審制度に言及する著書や論文が多数公表されていたので、それらについても可能な限り参照、整理した。

(2) 平成 20 年度

平成 20 年度には、日本における陪審論の系譜を踏まえた上で、司法制度改革審議会という実践的な場面においてアメリカの陪審制度がどのように理解され、議論されたのかを検討した。前年度の準備的作業を基礎として、日本においてアメリカの陪審制度がどのように論じられてきたのかを明らかにし、その上で司法制度改革という実践的な場面で、基礎的な学問成果がどのように用いられたのかを明らかにすることとした。

4. 研究成果

(1) 平成 19 年度

①平成 19 年度中には、上記の研究方法により、最近の最高裁判決のテキストを詳しく検討する研究ノートを発表した。得られた知見は次の通りである。

最高裁は第 6 修正の保障する陪審審理を受ける権利を根拠として、陪審が認定しなかった事実に基づいて、元々の犯罪について許容されている範囲を逸脱して重い罰を科す不定期刑制度が合衆国憲法の保障する陪審審理を受ける権利を侵害すると判断した。その際、権利章典成立当時の陪審への理解に解決の糸口を求めた。歴史的理解に基づいて憲法判断を行うべきかどうかについては多数意見と少数意見との間で見解が分かれたが、多数派は、少なくとも違憲判断の根拠の一つとして、歴史的背景を用いた。ただし、権利章

典制定当時の理解が現代の問題を解決するために直接的に役立ったというのではなく、刑事裁判手続の基本的なあり方とか、陪審審理を受ける権利の重要性といった、やや一般的な指針を提供したに過ぎないし、こうした歴史的な材料を違憲判断の根拠とすることに対しては、少なくとも裁判官が反対していた。

これら一連の判決は、アメリカ法が、過去と対話しながら現代的な問題に対処し、発展して行く様子を、興味深い形で示している。こうした知見は、アメリカ法を外から学ぶわれわれ日本人にとっても有用な側面を含んでいる。

②その他、日本における陪審研究と司法制度改革についての論説の前半を公表した。この成果の整理は 20 年度の研究成果の中でまとめて取り上げる。

(2) 平成 20 年度

平成 20 年度には、日本におけるアメリカ陪審研究の系譜を踏まえた上で、それらが司法制度改革という実践的な場面においてどのように用いられたのかを明らかにすることを目的とする論説を公表した。得られた知見は次の通りである。

第 1 に、アメリカ陪審研究そのものについては、アメリカの陪審制度の全体像を理解しようという優れた研究が少なからず公表されてきたことが確認される。世界中の国々の中でも、アメリカにおいて最も多くの陪審裁判が行われ、市民が陪審に高い信頼を寄せていることの背景事情としては、植民地時代、本国政府からの圧政に抵抗した植民地人の自由を護ったという経験と、ジャクソニアン・デモクラシーの時代における民主主義の活発化という経験の、二つの具体的な歴史的事情が重要性を持つことが、広く理解されている。もう一つ、アメリカが多民族社会であるという事情も、アメリカで陪審が高い信頼を得ていることの背景事情として指摘された。アメリカの陪審制度について、日本人研究者は、その歴史的な経験と国民の民族的多様性を重視してきた。1980 年代以降の日本においては、こうしたアメリカ陪審制度の根幹に関わる問題だけではなく、陪審をめぐる様々な法的問題や理論的問題、現実生じた裁判について、少なからぬ研究成果が公表されてきた。

このことと関連して第 2 に、こうした研究成果が、日本の法改革という実践的場面において一定のインパクトを及ぼしているように思われる。司法制度改革審議会におけるアメリカ陪審への言及を参照する限り、テクニカルな知識はともかくとして、アメリカの陪審制度についての骨太の知見は、審議会において参照され、議論の基礎となったと思われる。法の専門家ではない委員にも理解しやす

い形で、陪審についての、質の高い知見を提供することが、外国法研究の立場からアメリカ陪審制度を研究する者が担う、一つの重要な使命であることは当然のことであると考えられるかもしれないが、審議会における委員の議論をほぼ網羅的に参照した結果、このことが実感される。

第3に、審議会のような実践的な場面においては、基礎的な研究が相当程度に参照されてはいるが、そうした研究の細かなニュアンスが必ずしも十分に理解されるわけではなく、むしろ標語的な言葉を、自らの政策的な主張に適用する便宜的な形で利用するケースが見られた。とりわけ最高裁は第30回審議会において、アメリカにおいては陪審が多民族国家としての一体性を確保するための不可欠な制度であるという信念があると述べて、アメリカ型陪審の普遍性を否定している。この発言は、そもそもその典拠が明確ではないという問題を別にしても、アメリカが現在抱えている人種問題の複雑さ、困難さを十分に踏まえたものとは考えられない。基礎的な研究は、それを行った者の意図には関わらず、日本における法改革という実践的な場面において、特定の意図を持って利用される可能性がある。今時の司法制度改革において裁判員制度が採用されたが、基礎的な研究が、もしかするとねじれた形であったのかもしれないが、一定のインパクトを及ぼしたのである。このことと関連して、日本における法改革という実践的な目的のためにアメリカ法を研究する場合でも、アメリカ法の特殊性を過度に強調することは、その目的を損なう危険を伴うことが指摘できよう。たとえば冤罪や専制的政治権力者による恣意的な裁判の防止を至上命題とする者が、アメリカ植民地時代の陪審の英雄的役割を引き合いに出すことは、それが強調されればされるほどに、現在の日本との異質性をあらわにする可能性を高めるかもしれない。

第4に、外国法研究を行うに当たって、外国法の特殊性を過度に強調することは、上記第3点に関わる問題点を生じさせる。一般論に外国法を研究する場合には日本法と外国法の相違を探り、相違の原因を追究しようとする傾向がある。しかし、相違の原因を探る学問的な営みはそれ自体高い価値を有するにせよ、その成果が利用される現実の政策判断の場面では、相違の原因は、特殊性を強調し普遍性を否定するために、容易に転化される。外国法を紹介するに当たってその特殊性ばかりに目を向けることは、日本への現実のインパクトという点で、バランス上の問題を生じさせる可能性がある。アメリカの法と法に関わる事象には多様な側面がある。アメリカの情報が入手しやすくなっている現在においては、アメリカ法の基礎的な理解を自

指すのであれ、日本法への示唆を得ることを目的とするのであれ、バランスよく紹介することが必要であると言えよう。

これらの論点から、今後のアメリカ陪審制度研究について、日本への一定の影響を踏まえつつ研究を行う場合には、次のような方向性が考えられる。アメリカの陪審制度は極めて特殊なものであるように思われるが、そのことを強調し過ぎることに慎重になりつつ、相対化するという方法である。相対化という方法には、差し当たり次の二つの意味合いがある。一つはアメリカにおいて陪審が高い信頼を得ている原因を、アメリカに固有の歴史的経験や現状という要素から引き離して、相対化しうる要素を探る視点である。アメリカ法を専門とする立場からは、アメリカにおいて陪審が日本人には想像もできないほど高い信頼を得ていることを無前提に強調するような態度そのものが反省されるべきなのではないかという疑問が生じよう。

二つ目は、世界的な視野からアメリカの陪審を相対化することである。現在世界中で最も活発に陪審裁判が行われていて、市民からの高い信頼を集めているのは間違いなくアメリカであろうが、しかし、アメリカのような固有の歴史的経験と現在の人種の多様性といった条件を充たさない国々においても、陪審が高い信頼を得ている可能性は排除できない。たとえばオーストラリアやニュー・ジーランドでは宗主国であるイギリスとの間の関係は、アメリカほどに決定的に悪化したことはなかったが、現在でも陪審制度が行われている。こうした国々において陪審を支える事情がどこにあるのかを探ることは、外国と言えどアメリカばかりに目を向ける日本の現状において、必要な視点であるように思われる。こうした国々における陪審の歴史と現状とを踏まえた上で、アメリカの陪審制度についての我々の理解を相対化することが必要なかもしれない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4件)

- ①勝田卓也、アメリカ陪審制度研究についての一考察(2・完)—裁判員制度の導入をめぐる—、法学雑誌、55巻2号、591-633頁、2008年、査読なし
- ②勝田卓也、アメリカ陪審制度研究についての一考察(1)—裁判員制度の導入をめぐる—、法学雑誌、54巻4号1743-1774頁、2008年、査読なし
- ③勝田卓也、米国における陪審審理を受ける権利と量刑に関する近年の最高裁判決(2・

完) (研究ノート)、法学雑誌、54 卷 3 号、
1469-1492 頁、2008 年、査読なし

④勝田卓也、米国における陪審審理を受ける
権利と量刑に関する近年の最高裁判決 (1)
(研究ノート)、法学雑誌、54 卷 1 号、409-443
頁、2007 年、査読なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

勝田 卓也 (KATSUTA TAKUYA)

大阪市立大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：20298095

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし